令和５年９月

【「未納料金」の請求に注意！】

【 相　談 】

スマートフォンに「未納料金がある」という電話があった。機械のような音声で大手電話会社の関連企業を名乗っていた。電話を切ってしまったが大丈夫だろうか。

【アドバイス】

契約関係のない人に嘘の請求をしてお金をだまし取る「架空請求」詐欺の電話と思われます。実在の有名企業を名乗っていても安易に信用しないようにしましょう。

電話の音声ガイダンスに従って番号を選択するとオペレーターにつながり、名前と生年月日を聞かれて答えてしまった。未納の覚えはないと言うと「今支払わないと裁判する」と言われたといったご相談もあります。中には「未納料金があり支払わないと携帯電話が使えなくなる。未納分の全額を支払えば、調査後９５％を返金する」といった請求を受け、コンビニでプリペイドカードを購入するよう指示されたケースもあります。

被害予防のためには、不審な電話には応対しないことが大切です。「日頃から、非通知や知らない番号の電話に出ない」「突然電話で身に覚えのない未納料金を請求されても慌てず、電話を切る」「事業者に問い合わせる場合は、正式な連絡先にする」といった点を心がけましょう。

有料サイトなどをかたり、未納料金の請求を行う迷惑メールが以前からあり、いまだに被害が続いています。また、請求文書がハガキで郵送されてくるケースも県内で発生しており、島根県警察がＳＮＳなどで注意を呼び掛けています。

「架空請求」詐欺は手口を変えながら仕掛けてきます。不審な電話やメールを無視してよいかどうか迷う場合は、お近くの警察署や消費生活センターなどにご相談ください。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**